

実施方針に関する意見回答

平成27年11月6日

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|------|-----|-------------------------|--|---|
| 1 | 実施方針 | 3 | (5) 広島中央エコパーク構想 | 基本理念の冒頭に『資源循環・エネルギー利用に優れた施設として整備』とし、「処理物全ての再資源化・処理時の熱による発電」となっています。一方でP7、(4)の本施設の資源化等処理業務において、「本施設から発生した焼却灰、飛灰、溶融飛灰等の処理残渣等の資源化等処理を行う」とあります。処理物全ての再資源化とは、民間事業者が再資源化をし貴組合が最終処分を行わない(最終処分の委託を含む)ことを指すという理解でよろしいでしょうか。 | 外部委託業者の活用を含め、組合が所有する最終処分場に搬入しないことを指しています。処理残渣等を含め、最終処分を認めます。ただし、20年間、安定的に処理及び処分の委託先を確保できることを求めます。 |
| 2 | 実施方針 | 4 | (7) 事業概要 | 「落札者のうち、建設工事請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は」とありますが、特定建設工事共同企業体の構成方式として甲型・乙型の選択について「広島中央環境衛生組合建設工事に係る共同企業体運用基準」にも明確な記載がありません。任意と判断してもよろしいでしょうか。 | 甲型のみを認めます。 |
| 3 | 実施方針 | 5 | II.1.(7).③ 予定価格 | 予定価格以外に、最低制限価格・調査基準価格等の価格基準を設けるご予定はありますでしょうか。 | 検討中です。 |
| 4 | 実施方針 | 6 | II.2.(1)①設計業務 | 電気・水道について(汚泥再生処理センターを稼働する上で必要となる分を含んだ規模を本事業で整備し、汚泥再生処理センターに配分する)とありますが、配分した水道の費用は、組合様より民間事業者に支払われると考えてよろしいでしょうか。 | 水道の使用料はお見込みのとおりです。 |
| 5 | 実施方針 | 6-7 | II.2.(2).⑤ 余熱利用管理業務 | 売電先は組合と協議のもとで決定し、とありますが、これは運営事業者に対しインセンティブの付与を行う場合でしょうか。貴組合のみに売電収入が帰属する場合、運営事業者は売電先の選定へ関与しなくても良いと考えます。 | P8に記載のとおり、インセンティブの付与について検討中です。 |
| 6 | 実施方針 | 7 | II.2.(2).⑧ その他業務 | 清掃業務について、管理棟の一部を貴組合で実施するとありますが、「一部」は具体的にどの範囲をお考えでしょうか。 | 組合の事務室内のみ予定しています。 |
| 7 | 実施方針 | 7 | (4) 本施設の資源化等処理業務 | 「本施設から発生した焼却灰、飛灰、溶融飛灰等の処理残渣等の資源化等処理を行う」とありますが、①処理残渣の中にはセメント原料化不適物や溶融不適物も含まれるという理解でよろしいでしょうか。②含まれない場合、セメント原料化不適物や溶融不適物の処理に係る業務が別途必要になるという理解でよろしいでしょうか。 | 処理残渣の中にはセメント原料化不適物や溶融不適物も含まれます。 |
| 8 | 実施方針 | 7 | (4) 本施設の資源化等処理業務 | 「本施設から発生した焼却灰、飛灰、溶融飛灰等の処理残渣等の資源化等処理を行う」とありますが、資源化等処理業務が達成困難な状況となった場合のペナルティー措置は、今後公表される募集要項に示されるという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 実施方針 | 8 | (5) 売電収入の管理 | 売電収入のインセンティブの付与の詳細は、入札公告時に公表していただけると解釈してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 実施方針 | 10 | (2) 応募グループの参加資格要件 | 本施設のプラントの設計・施工を行う企業、本施設の建築物の設計、施工を行う企業は貴組合の競争入札参加資格申請要領に基づく有資格者名簿(指名業者登録)に登録された者である必要があり、処理残渣の運搬や資源化等処理を行う企業は、その必要はないということではよろしいでしょうか。入札参加する上でそれ以外に必要な申請手続きがあれば教えてください。 | 競争入札参加資格申請要領に基づく有資格者名簿(指名業者登録)に登録されていることは要求していません。事前に必要な申請手続きはありません。 |
| 11 | 実施方針 | 10 | III.2.(1).③ 応募グループの代表企業 | 契約時に必要な建設業法上の監理技術者は応募グループの「代表企業」にあたる清掃施設工事業の監理技術者資格を有するものと解釈してよろしいですか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|------|--------|---------------------------|--|--|
| 12 | 実施方針 | 11 | Ⅲ.2.(1) 応募グループの要件⑤ | 貴組合の構成市町内に本店又は本社を有するものを1社以上協力企業とする旨の記載がありますが、この企業の担当する業務については制限が無いものと理解して良いでしょうか。また、建設工事ではなく運営業務において業務を実施する企業でも良いでしょうか。 | 制限はありません。 |
| 13 | 実施方針 | 11 | (1) 応募グループの要件 ⑤ | 「1法人は必ず、地元企業であること」と指定がありますが、当該企業の役割については指定は無いと考えてよろしいでしょうか。 | No12をご参照ください。 |
| 14 | 実施方針 | 11 | 2.3応募グループの参加資格要件⑤ | 「応募グループの構成員、又は協力企業のうち、1法人は必ず組合の構成市町内に本店又は本社を有する者であること」とありますが、支店や営業所も地元企業扱いとして認めていただけないでしょうか。 | 実施方針のとおりとします。 |
| 15 | 実施方針 | 11 | (1) 応募グループの要件 | ⑤において、応募グループの構成員又は協力企業のうち、1法人は必ず地元企業であることが記載されていますが、構成員又は協力企業としての地元企業は当該応募グループ内での他の構成員又は協力企業の下請企業となることも可能と判断してよろしいでしょうか。 | 認めます。 入札公告時には条件を変更します。 |
| 16 | 実施方針 | 11 | Ⅲ.2.(1) 応募グループの要件⑥ | 応募グループは、代表企業、構成員、協力企業を明らかにする・・・、とございますが、平成28年4月上旬に予定している入札公告後の入札参加資格申請などの時点において明らかにするという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 実施方針 | 11 | (1) 応募グループの要件 | ⑧にて、「応募者グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの構成員または協力企業になることは認めない。ただし、処理残渣等運搬事業者及び資源化等処理事業者にあつてはこの限りではない。」と記載されておりますが、実施方針p.7「⑧その他業務（バス運行等）」に係る協力企業についても、他の応募グループの構成員または協力企業になることを認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 認めます。 入札公告時には条件を変更します。 |
| 18 | 実施方針 | 11 | (2) 応募グループの参加資格要件①(イ) | 「当組合の指名停止期間中の者でない者」とありますが、構成員および協力企業は全て通年の入札参加資格審査申請を行う必要が有りますでしょうか。また必要な場合、貴組合・構成市町どちらに申請をすればよろしいでしょうか。 | No10をご参照ください。 |
| 19 | 実施方針 | 12 | (2) 応募グループの参加資格要件②、③ | ②・③企業の参加方法は、④代表企業の下請、④代表企業とのJVいずれでも構わないと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 実施方針 | 12, 13 | (2) 応募グループの参加資格要件②～⑦ | ②～⑦の役割について、各々の参加資格要件を満たしていれば、1社が複数の役割を兼務する事も可能と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 P12をご確認ください。 |
| 21 | 実施方針 | 13 | Ⅲ.2.(2).③ 本施設の建築物の施工を行う企業 | 建築物の施工で専任配置する監理技術者とは、契約上の監理技術者ではなく、応募グループ内の建築物の施工を行う企業に所属する者で監理技術者資格証を有する者との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 実施方針 | 13 | (2) 応募グループの参加資格要件④ | (ウ)に規定する実績は、提案を行う処理方式の施設に限られると考えてよろしいでしょうか。 | 提案を行う処理方式に限られるものと想定します。 |
| 23 | 実施方針 | 13 | Ⅲ.2.(2).⑤ 本施設の運営を行う企業 | 「運営を担当する企業」について、実施方針P26の参考資料ではSPCへ出資するような記載となっておりますが、P13の⑤においては出資に関する記載が無く、構成員と協力企業どちらでも良いように読み取れます。正しいほうに記述の統一をお願いいたします。 | 「本施設の運営を行う企業」として資格審査を受けた企業が必ずしも構成員となることは想定していません。P26のスキーム図は例示とお考えください。 |
| 24 | 実施方針 | 13 | (2) 応募グループの参加資格要件⑤ | (ア)に規定する実績は、提案を行う処理方式の施設に限られると考えてよろしいでしょうか。 | 提案を行う処理方式に限られるものと想定します。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|------|-------|--|---|---|
| 25 | 実施方針 | 13 | (2) 応募グループの参加資格要件⑦ | 「(イ) 資源化処理業務開始時に、本施設の処理残渣を受け入れることが可能であること」とありますが、入札参加資格審査申請時点で稼働中施設であれば特に証明は不要でしょうか。また、未稼働施設の場合には資源化業務開始までに稼働予定であることを証明できればよろしいでしょうか。 | 入札参加資格審査申請時に受け入れ可能である旨の書類を提出していただく予定です。 |
| 26 | 実施方針 | 13-14 | Ⅲ.2.(2).⑥ 処理残渣等の運搬を行う企業 Ⅲ.2.(2).⑦ 処理残渣等の資源化等処理を行う企業 | 焼却灰については処理担当企業を協力企業として20年間固定し、スラグについては引き取り先は自由であり、応募時の明示化義務が無いと理解いたします。 上記は実質的に提案する焼却炉方式により応募者条件及び技術提案上の比較条件が大きく異なることとなり、公正な入札条件ではないと考えます。 処理残渣の資源化処理企業、運搬企業は協力会社には含めず、自由提案および途中変更可能として頂けないでしょうか。 | 実施方針のとおりとします。 処理施設から生成する金属類やスラグは有価物であり、自由販売が原則です。一方で、逆有償のものは廃棄物であり、組合に処理責任が発生します。 組合としては、圏域内で発生する廃棄物全ての処理を、その処理方法は限定しないという共通条件で設定しており、公平かつ公正な条件となっています。 |
| 27 | 実施方針 | 14 | Ⅲ3.(1)総合評価審査会の設置 | 「応募グループの構成員、協力企業及びこの関係者」とありますが、「この関係者」とはどのような人を想定しているかご教示ください。 | 一般的には資本面の関係のあるもの、人事面の関係のあるものを指すものと想定しますが、これに限りません。 |
| 28 | 実施方針 | 15 | 4. 応募に係る提出書類 | 提出書類の事業提案書及び入札書等については、「見積提案者募集要項」において提出した見積設計図書と内容、及び金額等について変更があってもよいという解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 なお、要求水準書(案)も変更する見込みです。 |
| 29 | 実施方針 | 16 | Ⅲ5.(3)② | 「一定額以上維持」とありますが、資本金に占める割合等のイメージがあればご教示ください。 | 各社で想定してください。 |
| 30 | 実施方針 | 16 | Ⅲ.5.(3).⑤ 運営事業者の設立 | 運営事業者への出資金は運営開始までに全額払い込むこととありますが、運営開始とは平成32年10月1日からという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 31 | 実施方針 | 16 | 6. 著作権 | 「組合は必要な範囲において公表を行うことができる」とありますが、 ①「必要な範囲」について定義をご教示ください。 ②具体的な公表範囲は事前にご相談いただけたらと考えてよいでしょうか。 | ①情報公開条例に基づいて判断します。 ②事前に相談させていただきます。 |
| 32 | 実施方針 | 19 | 3. 組合による事業の実施状況の監視 | 運営段階における資源化等処理業務において、貴組合が実施される監視(不正、不誠実な資源化等処理とならないためのモニタリング等)の具体的な内容は募集要項(入札公告書類)に明記されるという理解でよろしいでしょうか。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 33 | 実施方針 | 20 | 5. 地元雇用や地元企業の活用 | 計画値を達成できない場合のペナルティの詳細は、入札公告時に公表していただけたらと解釈してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 34 | 実施方針 | 21 | V.2.(2) 処理対象物 | 処理対象物に不燃ごみ、不燃ごみ処理施設からの可燃不燃残渣が含まれていますが、ストーカ方式にて提案する場合、不燃系の処理物は減容化、熱利用は期待できません。ストーカ方式にて提案した場合、直接最終処分などの選択肢は可能であると理解してよろしいでしょうか。 | No1をご参照ください。 |
| 35 | 実施方針 | 22 | Ⅵ. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 「事業契約に規定する具体的措置」とありますが、契約の定めは東広島市工事契約約款と同様の規定と考えてよいでしょうか。 | 検討中です。 |
| 36 | 実施方針 | 26 | 参考資料①.(1) 組合と応募グループ等の契約関係 | 運営事業者との資源売却契約を締結する資源化業者へは、メタルやスラグの売却を想定していると理解してよろしいでしょうか。 | 金属類等を含め、有価物全てを指します。 |
| 37 | 実施方針 | 26 | 参考資料① 事業スキーム図 | (1) 組合と応募グループ等の契約関係 民間事業者枠内、建設工事請負事業者のうち、建築物設計企業及び建築物施工企業の出資に係る破線の解釈を御教示願います。 | 建築物設計企業及び建築物施工企業の出資を必須条件としていないことに因ります。 運営を担当する企業を含め、出資者はあくまでも事業者の提案となります。 スキーム図は例示とお考えください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|------|----|------------------|---|-------------|
| 38 | 実施方針 | 26 | 参考資料① 事業スキーム図 | (2) 運営事業における施設相互関係において、「処理残渣等の運搬費」については貴組合から処理残渣等の運搬企業に支払われるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 39 | 実施方針 | 28 | 参考資料②事業に係るリスク分担 | 設計施工段階「各種調査不備」について、「本組合が実施した測量地質調査等」は「実施者の負担」と記載されています。実施者である組合様の負担と考えてよろしいか、念のため確認させてください。 | お見込みのとおりです。 |